

ワーク・ライフ・バランスのための 行動計画

職員がその能力を發揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成29年2月1日～平成31年1月31日までの 2年間

2. 内容

【目標1】平成29年9月までに、所定外労働を削減するため、ノー残業デーを設定、実施する。

<対策>

- 平成29年 2月～ 事務局内検討委員会での検討開始
- 平成29年 5月～ ノー残業デーの実施
朝礼時に職員への周知(毎週)

【目標2】平成30年度より在宅勤務ができる制度を導入する。

<対策>

- 平成29年2月～ 検討担当スタッフを決定
- 平成29年3月～ 在宅勤務の内容や対象について事務局内で検討
- 平成29年5月～ 試行実施し、課題を分析して本格実施の可能性を検討
- 平成30年4月～ 本格実施

【目標3】子どもの出生時における育児休業の取得を促進する。

<対策>

- 平成29年6月～ 事務局内検討委員会で検討開始
- 平成30年4月～ 育児休業の制度を事務局内に周知